

秋田県市町村母子保健事業の実態について

—50年度調査から主として健診事業を中心に—

伊 藤 玲 子* 石 塚 志津子* 足 立 冬 子*

秋田県環境保健部公衆衛生課母子栄養係

保健所（鹿角・大館・鷹巣・能代・男鹿・五城目・秋田

・本荘・矢島・大曲・角館・横手・湯沢）

市町村（9市、47町、13村）

I はじめに

昭和45年に本県母子保健事業推進の反省として、72市町村の母子保健事業の実態調査¹⁾を、健診事業を中心に実施した。その結果、各市町村の状況は、極めてまちまちであり、行政と地域の具体的活動の間に細かい意志統一の必要を痛感した。

そこで、1町をモデル地区（神岡町）に選定し、母子保健管理システムの確立を目標に、住民ニーズを受け入れつつ3カ年を経過して、モデル町としての健康診断（相談）、保健指導体制のアウトラインは一応確立されたが、行政としての健診ならびに保健指導のあり方の問題点^{2)・3)}が出された。

また、モデル町、県内市町村の比較において、両者の効果的な方法の相互導入をいかに展開していくべきかということ、そして、健診内容向上を目的にすでに行政ルートにおいて利用をすすめている健康相談票、アンケート用紙など、いかに活用されているかなどの反省も大切なことである。

以上の問題解決のあしがりとして、県内69市町村（昭和46年以降）の昭和50年母子保健実態調査を健診事業を中心に行なった。調査にあたっては一部45年との関連をもたせ、5カ年の変貌のスピードを知ることにも意をそそいだ。

II 市町村母子保健事業実態調査

A. 調査方法

別紙、A. 母子衛生の概要

B. 健診事業実施状況

C. 母子衛生事業アンケート

を、あらかじめ県内13保健所69市町村（9市、47町、13村）に郵送し調査の趣旨、内容の理解につとめ、3ブ

ックに分けて保健所ならびに市町村担当者の参集を依頼し、その場で説明を行ないながら記入するとともに、市町村に持ちかえて不備な点を確認し、管轄保健所を通し、さらに補足をして収拾した。なお調査は、50年7月～11月にわたって行なっている。

B. 調査成績

1. 母子衛生事業の概要

a. 実施状況（表1）

市町村でとりあげている事業の中で実施率を45年調査と比較してみると、100%（69市町村100として）の事業は、母子健康手帳交付、妊婦健康診査票交付、妊婦健康診査、乳児健診、3才児健康診査、フェニールケトン尿検査、先股脱検査、離乳食指導、妊産婦訪問、低体重・未熟児訪問等10事項で、45年調査の如く70%以上実施事業としてみると、さらに、台帳作成、妊産婦栄養強化、健康相談票利用、中毒症訪問、新生児訪問指導、家族計画指導の6項目が加わる。また、45年調査項目にないものの中ではアンケート併用（100%）、乳幼児未受診者訪問（91.3%）、異常者継続管理（75.4%）等3項目が追加される。45年調査の100%実施事業は、3才児健診のみであり、70%以上の事業としては、ほかに母子健康手帳交付、妊婦健康診査票交付、妊婦健康診査、乳児健診、相談票利用、妊産婦訪問、低体重児訪問等7項目にすぎなかったことからみると、全県的にそのとり組みは充実してきたと思われる。

*秋田県衛生科学研究所

表1. 母子衛生事業の概要(50年, 45年比較)

事 項		年		年		年	
		50 (69市町村)		45 (72市町村)		45 (72市町村)	
		実 施 市 町 村 数	% (69対)	実 施 市 町 村 数	% (72対)	実 施 市 町 村 数	% (72対)
健 診 付 帯 事 務	母子健康手帳 交 付	69	100	70	97.2		
	台 帳 作 成	56	81.2	45	62.5		
	妊 婦 受 診 票 交 付	69	100	55	76.4		
	妊 産 婦 栄 養 強 化	66	95.7	39	54.2		
	出 生 ・ 退 院 連 絡	3	4.3	10	13.9		
	乳 児 栄 養 支 給	29	42.0	11	15.3		
	妊 娠 中 毒 症 連 絡	4	5.8	24	33.3		
	県の無料給付 以外の 医 療 給 付	妊 婦	0		4	5.6	
幼 児		14	20.3	13	18.1		
健 診 事 業	妊婦健康診査(医療 機 関 委 託)	69	100	55	76.4		
	妊 婦 集 団 健 診	28 (2)個別	40.6	38	52.8		
	産 後 健 診	16	23.1	18	25.0		
	乳 児 健 康 診 査	69	100	64	88.9		
	1 才 児 健 診	25	36.2	6	8.3		
	2 才 児 健 診	37	53.6	9	12.5		
	3 才 児 健 診	69	100	72	100		
	4 才 児 健 診	6	8.7	3	4.2		
	5 才 児 健 診	3	4.3	3	4.2		
歯科健診(3才以外)	25	36.2	4	5.6			
健 診 付 帯 事 項	フェニールケトン尿 検 査	69	100	12	16.7		
	先 股 脱 検 査	69	100	27	37.5		
	く る 病 健 診	2	2.9	4	5.6		
	離 乳 食 指 導	69	100	48	66.7		
	健 康 相 談 票 利 用	68	98.6	70	97.2		
	ア ン ケ ー ト 併 用	69	100				
	3才児精神発達検査	28	40.6				
訪 問 事 業	妊 産 婦 訪 問 指 導	69	100	54	75.0		
	中 毒 症 訪 問 指 導	61	88.4	45	62.5		
	新 生 児 訪 問 指 導	60	87.0	44	61.1		
	低 体 重 訪 問 指 導	69	100	51	70.8		
	乳幼児未受診者訪問	63	91.3				
	異 常 者 継 続 管 理	52	75.4				

衛 生 教 育 ・ 相 談	婚 前 学 級	5	7.2	4	5.6
	新 婚 学 級	6	8.7	3	4.2
	母 親 学 級	36	52.2	22	30.6
	家 族 計 画 指 導	62	89.9	6	8.3
	育 児 教 室	11	15.9	10	13.9
	幼 児 教 室	15	21.7		
	身 障 児 相 談	40	58.0	19	26.4
	乳 児 相 談	30	43.5	18	25.0
	妊 婦 相 談			7	9.7

○印45年度実施状況から
その他は事業概要から

b. 実施主体について(表2・図1.a.b.c.d)

本調査の実施主体は、次のように定めた。すなわち、

市町村主体：市町村が、自から予算と計画をもって実施する場合をいい、単に保健所から技術援助(主に保健婦、栄養士の協力)を受けた場合も入る。

共催：保健所と市町村が予算と計画を共同で分担して実施する場合。(ただし、市町村が予算を全面的に受持つ時は、実施主体を市町村とした)

保健所主体：保健所が(県)予算と計画をもって実施する場合をいい、単に市町村から保健婦、助産婦等の協力を受けた場合も入る。

健診全事業を総括してみると、市町村主体48.2%、共催32.0%、保健所主体19.8%である。妊婦健康診査は、本県の場合、全市町村が、委託医療機関方式(一般健診2回、精密健診1回)となっている。しかし、そのほかに28市町村(以下市町村略)、(40.6%)が主体で集団健診を実施していることは注目したい。法的な力の弱い事業や身近に話合いの必要な事項、例えば衛生教育、産後健診、3才児以外の幼児健診、家族計画指導、妊娠中毒症訪問指導、未受診者訪問などは、数は少ないが、市町村独自の計画で行なわれていることが知られる。また、市町村と、医療機関との連携のみられるものとして、町村が直接妊娠中毒症連絡票をうけているところが4、出生、退院の連絡をうけているが3で、この対象は公立医療機関5、嘱託医1、町健康センター1である。

乳児健診は、これまで、保健所が主体となり、移動クリニック形式で市町村と共同で行なわれてきていたが、今回の調査で明らかに市町村主体が5(7.2%)、共催もしくは、市町村独自で追加事業として行なっているところが49(71.0%)、保健所主体が15(21.7%)

となっている。なお、乳児相談は30（43.5％）の市町村で行なわれ、20は全く市町村独自である。

3才児健康診査は、保健所主体が40（58.0％），共同29（42.0％）で、このうち明らかに両者で業務分担形式となっているところが1となっている。

表2. 実施主体（健診、訪問、衛生教育）

実施市町村数・実施主体		実施市町村数	市町村主体	共催	保健所主体	
健診事業	*妊婦健診	28	28(40.6)	0	0	
	産後健診	16	▲ ⁽⁴⁾ 13(18.8)	3(4.3)	0	
	乳児健診	69	▲ ⁵ 5(7.2)	49(71.0)	15(21.7)	
	1才児健診	25	▲ ²⁰ 20(29.0)	5(7.2)	0	
	2才児健診	37	▲ ³⁵ 35(50.7)	2(2.9)	0	
	3才児健診	69	0	29(42.0)	40(58.0)	
	4才児健診	6	▲ ⁵ 5(7.2)	1(1.4)	0	
	5才児健診	3	▲ ³ 3(4.3)	0	0	
	歯科健診 (3才以外)	25	25(36.2)	0	0	
	**小計	278	134(48.2)	89(32.0)	55(19.8)	
*県の委託医療機関方式は、69市町村で実施しているがそれ以外の集団又は個別健診						
付帯事業	股関節検査	69	8(11.6)	47(68.1)	14(20.3)	
	くる病健診	2	2(2.9)	0	0	
	離乳食指導	69	17(24.6)	41(59.4)	11(15.9)	
	**小計	140	27(19.3)	88(62.9)	25(17.9)	
	訪問事業	妊産婦訪問指導	69	25(36.2)	14(20.3)	30(43.5)
		中毒症訪問指導	61	37(53.6)	13(18.8)	11(15.9)
		新生児訪問指導	60	18(26.1)	24(34.8)	18(26.1)
		低体重児訪問指導	69	16(23.2)	44(63.8)	9(13.0)
		乳幼児未受診者訪問	63	61(88.4)	2(2.9)	0
		異常者継続管理	52	39(56.5)	13(18.8)	0
**小計	374	196(52.4)	110(29.4)	68(18.2)		
衛生教育	婚前学級	5	4(5.8)	1(1.4)	0	
	新婚学級	6	6(8.7)	0	0	
	母親学級	36	29(42.0)	6(8.7)	1(1.4)	
	家族計画指導	62	56(81.2)	4(5.8)	2(2.9)	
	育児教室	11	7(10.1)	4(5.8)	0	

幼児教室	15	7(10.1)	7(10.1)	1(1.4)
身障児相談	40	1(1.4)	39(56.5)	0
乳児相談	▲(20) 30	29(42.0)	1(1.4)	0
小計	205	139(67.8)	62(30.2)	4(2.0)
合計	997	496(49.7)	349(35.0)	152(15.2)

() %69市町村対
**小計の%は事業に対する比率
***合計の%は全事業に対する比率
▲ 全く市町村単独

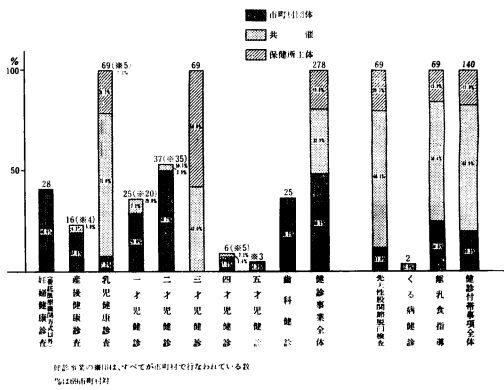
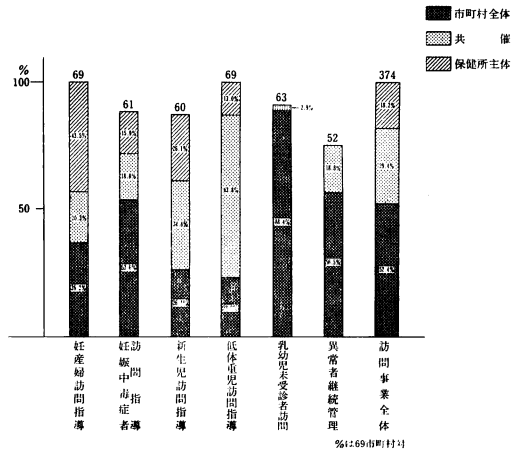


図1. 実施主体 a 健診事業 b 健診付帯事項



c 訪問事業



被対象者回数 年間 市町村実施回数		被 対 象 者 回 数													計
		1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10回	11回	12回		
1	～ 6回	5	9	2	2	1								19	
7	～ 12回	5	9	8	3	3	1				1			30	
13	～ 20回		5	1	1									7	
21	～ 30回			1	3			1					1	6	
31	～ 40回	2				1							1	4	
41	～ 50回	1												1	
51	～ 60回		1											1	
61	以 上		1											1	
計		13	25	12	9	5	1	1			1		2	69	

男鹿市実施回数	56回
秋田市　　〃	120回

— 106 —

は22 (31.9%) で、他は乳児健診にあわせて行なっている。

(v) 健康相談票、アンケートの利用

昭和36年来妊産婦、新生児、乳幼児健康相談票を用い、母子一環の保健指導へと努力している。46年に大巾な改訂を行なうとともに4)、アンケート設問用紙を作成し、健診効果を高めるべく実施している。相談票は1市を除き13保健所68市町村で、アンケート用紙は全県で活用している。

(vi) 健診スタッフ (表4、図2、3)

50年の本県乳児健診従事者は、延1,036回

に対し延数にして、医師1,236名、保健婦5,052名、助産婦611名、栄養士432名、事務その他2,036名で、1回の平均は、医師1.2名、保健婦4.9名、助産婦0.6名、栄養士0.4名、その他2.0名となっている。このうち市町村従事者は65.2%である。医師1名に対し乳児は6名～80名で、医師の専門別では小児科のみ参加市町村が15 (21.7%)、内科小児科のみ14 (20.3%)、その他の科のみが16 (23.2%) で、24 (34.8%) は小児科、その他の混合グループである。参加医師実人員は小児科53名、内科小児科40名その他の科98名となっている。

表4. 乳児、三才児健診従事者状況 健診回数乳児 1,036回
三才児 330回 () %

従事者		医 師	保 健 婦	助 産 婦	栄 養 士	母子係又は衛生係	そ の 他	計
乳児	市 町 村	861 [4] (69.7)	3,080 (61.0)	611		865 (80.1)	693 (72.5)	6,110 (65.2)
	保 健 所	375 (30.3)	1,972 (39.0)		432	215 (19.9)	263 (27.5)	3,257 (34.8)
	計	1,236 [4]	5,052	611	432	1,080	956	9,367 (100.0)
三才児	市 町 村	2 [4] (0.5)	697 (37.4)	212		354 (63.6)	100 (22.6)	1,365 (37.3)
	保 健 所	403[362] (99.5)	1,167 (62.6)		176	203 (36.4)	342 (77.4)	2,291 (62.7)
	計	405[366]	1,864	212	176	557	442	3,656 (100.0)
合 計		1,641[370]	6,916	823	609	1,636	1,398	13,023
一回の健診従事者	乳 児	1.2	4.9	0.6	0.4	1.0	0.9	
	三 才 児	1.2[1.1]	5.6	0.6	0.5	1.7	1.3	

[] 歯科医

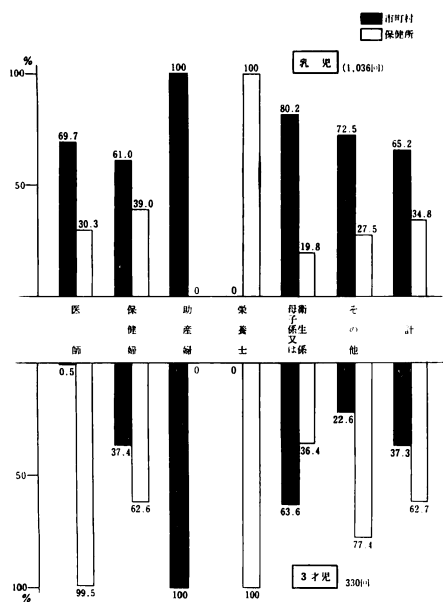
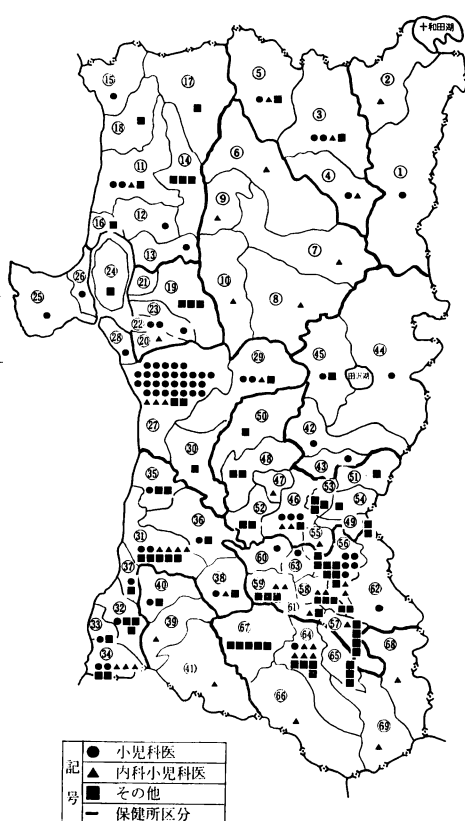


図2. 健診従事者状況



HC	市町村名	医師数
1	鹿角市	1
2	小坂町	1
3	大館市	4
4	比内町	2
5	田代町	3
6	鷹巣町	1
7	森吉町	1
8	阿仁町	1
9	上小阿仁村	1
10	能代市	4
11	山本町	1
12	鷹巣町	1
13	井川町	3
14	森吉町	1
15	二八森町	1
16	森吉町	1
17	森吉町	1
18	峰町	1
19	五城町	3
20	八幡町	1
21	和賀町	2
22	飯沼町	2
23	井川町	1
24	大館市	1
25	男鹿市	1
26	男鹿市	1
27	秋田町	34
28	秋田町	1
29	河辺町	4
30	雄物川町	1
31	本荘市	11
32	仁賀町	4
33	金谷町	2
34	金谷町	7
35	金谷町	3
36	金谷町	2
37	金谷町	2
38	金谷町	3
39	矢野町	1
40	矢野町	2
41	矢野町	1
42	角田町	1
43	角田町	1
44	角田町	1
45	西木町	2
46	大館市	6
47	大館市	1
48	大館市	2
49	大館市	1
50	大館市	1
51	大館市	2
52	大館市	3
53	大館市	1
54	大館市	1
55	大館市	1
56	大館市	14
57	大館市	5
58	大館市	7
59	大館市	5
60	大館市	1
61	大館市	1
62	大館市	2
63	大館市	1
64	大館市	1
65	大館市	10
66	大館市	3
67	大館市	1
68	大館市	5
69	大館市	1

図3. 秋田県乳児健診医師従事者状況<昭和50年度>

(vii) 通知方法

郵送個人通知による案内（アンケート同封）が27（39.1%），広報が10（14.5%），両者併用が32（46.4%）である。

b. 3才児健康診査

対象児，年，1回として，全市町村で集団健診方式をとっている。従事者延数は表4の如く延330回に対し医師1,641名，保健婦1,864名，助産婦212名，栄養士176名，その他999名で，健診従事者の市町村担当は37.3%で乳児と反対に保健所負担が大きい。

問題の子どもに対し，専門的な集団指導を行なっているところは2である。未受診者訪問把握，異常者の専門機関への勧奨は，全市町村で自から行なう計画になっているが，事後管理は全く不十分である。

医師1名に対する対象人員は，15～107名で，すべての市町村で歯科医を同時に依頼している。健診方法は，すべての市町村でアンケート用紙を利用（東京都

三才児健診研究班作成）しており，28（40.6%）の町村で一次健診に三才児精神発達検査（仮称秋田方式）を活用している。心理判定員が3才児健診に直接参加は2となっている。

c. 1，2，4，5才児健診

1才児健診25，2才児健診37，4才児健診6，5才児健診3の町村で行なわれ，保健所から保健婦の応援を得ているのは8（1才5，2才2，4才1）で，そのほかは全く町村独自（1才20，2才35，4才5，5才3）で行なっている。

d. 3才児以外の歯科健診

歯科健診を主目的に行なっているところが3あり，そのうち2カ所でフッ素塗布をしている。また，乳児健診1，幼児健診（2才，4才，5才）に24（34.8%）の町村で健診にあわせて実施している。

3. 母子衛生事業アンケート

別紙アンケートについて市町村担当者（主として保健

婦)の解答状況から次の3点についてのべる。(表5、6)

- a. あなたの町でお母さん達が自主的に乳児健診をうける割合は？
5年前との比較においては、担当者の交代などで多

少のちがいはあると思われるが、60%以上は15(21.7%)と極めて少ない。49年度、本県乳児集団健診受診率は、平均88.7%であるが、これを自主的な健診のみとすると、45年と同様に明らかに後退することは想像される。

表5. 母子衛生事業アンケート

a. 自主的に医療機関の健診をうける割合

事項%		自主的に医療機関をうける割合						
		1 ～ 10	11 ～ 20	21 ～ 40	41 ～ 60	61 ～ 80	81 ～	不 明
市村町数	50 年	12(17.4)	8(11.6)	15(21.7)	13(18.8)	11(15.9)	4 (5.8)	6 (8.7)
	45 年	7 (9.9)	10(14.1)	24(33.8)	18(25.4)	6 (8.5)	3 (4.2)	3 (4.2)

() %

b. 保健所とあなたの町の連けいは？

計画立案のみ相談5(7.2%)、全面的(計画、立案、技術)援助をうける39(56.5%)、技術援助のみ12(17.4%)、不明13(18.8%)である。この場合の技術援助は、主として、健診のための医師、保健婦、栄養士の協力参加であることは45年と変りがない。不明の13においても、計画表の上からは十分に保健所との関連を持っており、保健所への期待は、45年に比してむしろ大きいと思われる。

b. 市町村と保健所の連けい

事項		内 容			
		イ、計画・立案	ロ、全面的	ハ、技術のみ	ニ、不明
市町村数	50年	5(7.2)	39(56.5)	12(17.4)	13(18.8)
	45年	3(4.2)	17(23.9)	49(69.0)	2 (2.8)

() %

c. 市町村のスタッフについて

① 母子保健業務の所属課(係)

市町村母子担当課(係)は、衛生、厚生、民生、福祉、保険、環境衛生等その市町村の判断や都合により受持たされている。課(係)員も1名～10数名とまちまちであり、母子衛生のみ担当者として、業務をきめられている者はなく、他の職種(例えば老人福祉、国保、清掃業務、消防などと)兼務で、多いところで20種以上にも及んでいる。また、一課(係)の職員が多数の業務をその中で個人分担するのではなく、たまたま、手のあいている者が行なうという形をとっている市町村がほとんどである。ただ秋田市で乳児健診業務のみの担当者が1名いる。

表6. 母子衛生担当(者)の所属課(係)

	衛生課	民生課	住民課	保健課	町民課
69市町村内訳	2	4	10	8	8
	保険衛生課	保健衛生課	環境保健課	環境衛生課	厚生課
	10	9	2	2	1
	健康課	市民課	福祉課	住民福祉課	衛生係
	2	1	1	1	4
	保健係	厚生係	厚生衛生係	厚生衛生課	
	1	1	1	1	

② 保健婦、嘱託助産婦(図4)

全市町村に保健婦が採用されたが、1名のところが11(15.9%)、最も多いのが秋田市の14名で、2～3名が44(63.8%)となっている。

嘱託助産婦未設置が21(30.4%)で、この中には保健婦1名または5名以上の無理をしているところが多い。

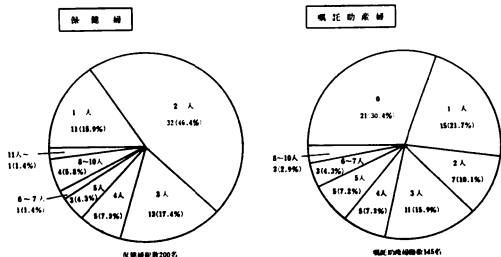


図4. 保健婦・嘱託助産婦

Ⅲ 考 案

以上69市町村の担当者ならびに13保健所母子担当者と
の面接とアンケートによる実態調査から、健診業務をと
りあげ報告した。

以下主なる調査結果ならびに問題点について列記して
みたい。

A. 前進のみられた点

(1). 45年調査では、すべての市町村で計画されている
事業は、3才児健診のみだったが、今回は、妊（産）婦
健診、乳児健診をはじめ、種々の付帯事項も加えて、10
項目がとりあげられており、全県的に健診体制は徐々に
ととのってきている。特に行政的に力を入れてきている
事業で、その変貌のスピードは早い。

(2). 健診事業の実施主体は、それぞれの事業により異
なるが、全体として市町村48.2%、共催32.0%、保健所
19.8%である。法的に力の弱い事業でも身近に話合いの
必要な（例えば未受診者訪問、産後健診、幼児健診など
）事業は、市町村独自で行なう姿勢が出てきている。

(3). 昭和36年より妊産婦、新生児、乳幼児健康相談票
を、さらに昭和46年よりアンケート用紙の併用を行なっ
ているが、全市町村に定着しつつある。

(4). 昭和42年より3才児健診における精神発達検査（
仮称秋田方式）導入を試みたが、28（40.6%）の市町村
で実施されている。

(5). 健診体制、内容において、市町村の隔差は大き
い。しかし、最もおくられているところでも、保健婦を採
用し、医師会、助産婦会の協力を得て乳幼児健診体制は
ほぼ出来てきた。

今回は、各市町村の具体的方法まではのべなかった
が、以上の、県内の基本的な姿勢をもとに、51年よりは
モデル町ならびに各市町村の効果的方法の交流の上に意
義のある健診となすべく取り組んでいきたい。

B. 問題点

過去3カ年のモデル町からの反省、すなわち大別して
(1)スタッフの問題、(2)医療機関との連携、(3)事後管理
の不備は、45年調査は、勿論、今回も依然として厚い壁
となっている。

(1). スタッフの訓練、充足

実態調査の成績で、健診は妊婦医療機関方式を除き、
市町村主体48.2%で行なわれているが、全く市町村単独
では、産後健診4、乳児健診5、幼児健診63に乳児相談
20を加えても92（33.1%）で、66.9%は何らかの形で保
健所への依存となる。延従事者の市町村分担をみると、
乳児健診65.2%、3才児健診37.3%である。そして、こ
れまでの人員補充のみならず、周産期保健指導、先天異

常、情緒障害など、問題解決へのニーズは高まり、一
方、本県においても、母子地区組織活動も芽ぶきはじめ
た今日、地域ニーズに対応していくことの出来る体制と
して、スタッフの訓練、充足は緊急の課題である。

(2). 医療機関との連携（地域医師との意志の疏通の 必要）

医療機関との連携は、その目的、地域の実情によ
り、そのあり方は異なると思われる。今回の調査で、本
県の0～3才の健診参加医は小児科53名、内科小児科40
名、その他98名である。また、神岡町の実態から1町村
の妊婦、乳幼児の受診機関は、広いと考えられるところ
から、連携の方法は、決して容易なものではないと思
われる。しかし、その緒として、まず、健診参加医と母
子保健についての意志の疏通を計り、順次具体的内容の
充実にもっていきたい。行政の役割の極めて大きい分野
である。

(3). 事後管理の体制確立、市町村担当者の充足

実態調査で、乳児未受診者の把握が91.3%、異常者の継
続管理は75.4%の市町村で行なうたてまよとなっている
が、実際は、たまたま、発見された者について保健婦の
訪問が行なわれているのが現状である。スタッフの充実
（足）、医療機関との連携のシステム化により事後管
理は体制、内容がととのうと思うが、これを円滑にする
には、あわせて市町村担当者の問題がある。保健婦は、
一応全市町村に採用されたとはいえ、適正な充足ではな
く、事務職員も多くの業務をかかえての上の母子保健事
業の現状を、行政として、どう改善していくか、策を期
待してやまない。

Ⅳ む す び

50年度秋田県市町村母子保健事業の実態より、健診事
業について、45年と対比し、その改善のスピードをみる
とともに、今後のあり方について反省を行なった。

文 献

- 1) 伊藤玲子たち：秋田県市町村母子保健事業実態調
査、秋田県衛生科学研究所報、№15、昭45
- 2) 伊藤玲子たち：秋田県母子保健管理の実際と問題点
（モデル地区神岡町の状況）、秋田県衛生科学研究所
報、№18、昭48
- 3) 伊藤玲子たち：妊婦、乳幼児健診、保健指導のあり方
（母子保健管理システムにおける健診、保健指導のあ
り方）、厚生省心身障害研究班報告、昭49
- 4) 伊藤玲子たち：乳幼児健診アンケート方式の採用
と、妊産婦、新生児、乳幼児健康相談票改訂につい
て、秋田県衛生科学研究所報、№16、昭46

A. 母子衛生の概要

【注】 ■印は、全市町村において実施されている項目。△印は、先般脱を目的として健診している。△印は、一般の乳健にあわせて実施している。
 №25、●印は、離乳食指導と口のした検査指導を実施している。△印は、一般の保健指導に併せて実施している。
 №36、妊婦に対する医療給付は全市町村行っていない。
 №37、▲印は、円形歯は独自のものを使用。

B. 実 施 状 況

項目		乳児健康診査										3歳児健康診査										乳児相談										離乳食指導																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
保健所名	市町村名	年間開催回数		実施主体別回数		1人当り回数		年回数		1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	医師1人に対する対象者数	年間開催回数		実施主体	対象	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	実施主体	実施者数	対象者数	1人当り参加人数	通知方法	年間開催回数	

C. 従 事 者 状 況

保健所名	市町村名	乳 児 健 康 診 査										3 才 児 健 診																		
		市 町 村					保 健 所					市 町 村					保 健 所													
		総 計 (1回当り)	医 師	歯 科 師	保 助 産 婦	衛 生 係	そ の 他	小 計	医 師	保 助 産 婦	栄 養 士	母 子 係	そ の 他	小 計	総 計 (1回当り)	医 師	歯 科 師	保 助 産 婦	衛 生 係	そ の 他	小 計	医 師	歯 科 師	保 助 産 婦	栄 養 士	母 子 係	そ の 他	小 計		
鹿角市	鹿角市	522(23)	24		192		48	48	312		120	24	24	72	240	300(15)			40		20		60	20	100	20	80	240		
大館市	小坂町	60(10)			12	6		6	24	6	18	6		6	36	75(15)			10	10		5	25	5	5	25	5	10	50	
	大館市	353(9)			59		7	5	59	39	216	39			294	288(12)			48			48	48	24	144	24		240		
	比内町	75(11)			21		7	5	33	7	28	7			42	37(12)			9		3	3	15	3	3	9	2	1	4	22
	田代町	132(11)			12		24		36	12	60	12	12		96	24(12)			2		4	6	2	2	10	2	2	18		
	鷹巣町	214(9)			70				70	24	72	24		24	144	91(13)			21			7	28	7	7	28	7	7	63	
鷹巣市	森吉町	108(9)	6		24				30	6	48	12		12	78	39(13)			6		6		12	3	3	12	3	3	27	
	阿仁町	59(9)			6	6	12		24	6	23	6			35	24(12)			2	2	4		8	2	2	10	2		16	
	合川町	102(8.5)	6		23			11	40	6	36	6		14	62	36(12)			6			3	9	3	3	15	3		3	27
	上小阿仁村	78(13)			12	6	6	6	30	6	24	6	6	6	48	18(9)						2	2	8	2	2	2	2	18	
	能代市	434(9)	40		240				376	8	50				58	237(16)			67		30		97	23	23	56	15	23	140	
能代市	山本町	91(7)	9		39		13	13	74	4	13				17	30(10)			9		3	3	15	3	3				15	
	琴丘町	51(8.5)	1		12		6	6	25	5	18	1	2		26	30(10)			6		3	3	12	3	3		3		18	
	二ツ井町	60(7.5)	3		8	8	8	8	35	5	15	5			25	68(11)			5	6	6	6	23	6	6	21	6	6	45	
	八森町	54(9)	1		6	6	6	6	25	5	18	6			29	25(12.5)			2	2	2	6	12	3	2	6	2		13	
	八竜町	132(11)			24	12	24		60	12	36	12	12		72	45(15)			6	3	6	15	6	3	9	3	3	6	30	
代官町	藤里町	12(6)			4				4	2	6				8	20(10)			4	2			6	2	2	6	2	2		14
	峰沢村	28(7)			4		4	4	12	4	12				16	18(9)			2		2	2	6	2	2	6	2		12	
	五城目町	108(9)	7		24	12	12		55	5	24	12	12		53	63(10.5)			12		6	18	6	6	23		6	4	45	
	昭和町	119(10)	9		24	13	12	10	68	3	25	11	12		51	52(13)			8	5	4	4	21	4	4	16	4	3	31	
	八郎島町	48(8)	3		12	6			6	27	3	12		6	21	35(12)			6	3	2	3	14	3	3	12			31	
日川町	飯田川町	54(9)	3		6	6	6	6	27	3	12	6	6		27	24(12)			2	2		2	6	2	2	10	2	2	18	
	井川町	118(10)	9		22	34	12		77	3	17	9	12		41	34(11)			6	5			11	3	3	11	3	3	23	
	大鶴村	97(9)	9		12	12	12		45	3	30	8	11		52	30(10)			3	3	3		9	3	3	12	3		21	
	男鹿市	581(10)	48		363			60	471	8	90	12			110	165(8)			21			21	21	21	96	4		2	144	
	若美町	123(10)			24		12	12	48	12	51	12			75	59(12)			10		5	5	20	5	5	24	5		39	
秋田県	秋田県	1258(10)	268		640			230	1138		120				120	588(16)			36	23		59	52	51	210	36	72	108	529	
	天王町	77(8)	10		20	10	7		47		20	10			30	52(17)			8		4		12	4	4	20	4	8	40	
	河辺町	81(7)	12		21	12			45		21	12		3	36	36(12)			6	3		9	3	3	12	3	6		27	
	雄和町	119(10)	11		24		24	12	71	1	36	11			48	33(11)			6		6	12	3	3	9	3	3		21	
	本荘市	362(11)	24		122	40	32		218	16	96	16		16	144	118(10)			35	12	35		82	12	12				12	36
本荘市	仁賀保町	154(6)	12		34	12	12		70	12	48	12	12		84	28(9)			8	3	3	14	3	3	7				1	14
	金浦町	150(9)	4		14	8	4	4	34	12	68	12	12	12	116	25(12.5)			2	3	2	2	9	2	2	6	2	2	2	16
	象潟町	316(9)	57		70	23	24	34	208	12	72	12		12	108	32(8)						4	4	13	3	4	4	4	32	
	岩城町	170(11)	4		6	11	4		25	12	94	11	16	12	145	21(10.5)			4		2		6	2	2	5	2	2	15	
	大内町	133(9.5)	2		18	3	2		25	12	60	12	12	12	108	36(12)			9	3	3	15	3	3	12		3		21	
荘川町	西日町	231(10)	12		27		12	36	87	12	60	12	12	48	144	26(13)			4		4	8	2	2	6	2	2	4	18	
	東由利町	62(4)	4		20	9	4	1	38	12	9	1	1	1	24	13(13)			2		1	1	4	2	2	3	1	1	9	
	矢島町	96(8)			12		24		36	12	36	12			60	44(11)			4		12	16	4	4	12	4		4	28	
	由利町	113(5)	24		66				90		23				23	47(9)		2	2	15			12	31	3	3	10		16	
	鳥海町	92(8)			22	9	12		43	12	25	12			49	33(11)			6	3	3	12	3	3	9	3		3	21	
角館市	角館町	21(7)			9				9	3	6	3			12	64(13)			15		17	32	7	7	17	1			32	
	中仙町	84(7)			24		24		48	12	12	12			36	45(11)			12		8	20	4	4	13	4			25	
	田沢湖町	111(11)	7		39		40		86	3	11	9		2	25	54(18)			12		12	24	3	3	15	3		6	30	
	西木村	36(6)	3		12		6		21	3	7	5			15	24(8)			6		3	9	3	3	6	3			15	
	大曲市	94(13)	10		32	9	12	31	94						75(11)			12		12	3	15	12	9	23	4		12	60	
大曲市	神岡町	96(12)			24	8	8	16	56	8	8	8	8	8	40	28(14)		2	6	4	2	4	18	2		2	2	2	10	
	西仙北町	96(12)	5		32	24	16	16	93	3					3	53(13)			16	8	8	13	45	4	4				8	
	大館町	128(11)	9		22	60	11		102	3	12	5	6		26	24(12)			4	10	2		16	2	2	2		2	8	
	協和町	36(9)	3		8	4	8		23	1	8	4			13	20(10)			4	2	4		10	2	2	4	2		10	
	太田町	63(6)	6		20		10	10	46	4	9	4			17	26(13)			4	4	2	2	12	2	2	4		4	14	
曲川町	南外村	27(7)	3		8	4	4		19	1	3		4		8	16(8)			4	2		8	2	2	2		2		8	
	仙北町	59(5)	8		24	22			54	4		1			5	22(11)			4	6	2	2	14	2	2	4			8	
	千畑村	48(8)	5		6	30	6	47	1						1	18(9)			2	10	2	14	2	2					4	
	仙南村	40(8)	3		10	10	10	5	38	2					2	22(11)			4	4	4	2	14	2	2	2		2	8	
	横手市	80(10)	14		20	19	22		75		5				5	91(11)			20	19	22	61	11	11	8				30	
横手市	増田町	69(8)	11	4	18	24	6		63		6				6	30(15)			4	8	4		16	6	4	4			14	
	平鹿町	216(6)	36		108		36	36	216						37(12)			9	10	4	5	28	5	4					9	
	雄物川町	36(6)	6		18	12			36						22(11)			6	4	4		14	4	2	2				8	
	大森町	42(7)	6		12	6	12	6	42						13(13)			2	1	3		6	1	1	2		1	2	7	
	十文字町	44(7)	6		24		6	6	42		2																			